

家庭教育支援の推進に関する検討委員会（第6回） 議事次第

1 日時 平成23年12月20日（火）14：00～16：30

2 場所 文部科学省 東館3階 3F2特別会議室

3 議題 「今後の家庭教育支援のあり方に関する検討」

4 議事次第

（1）今後の家庭教育支援のあり方に関する検討

（2）地域における取組事例の発表

長崎県における家庭教育支援の取組について

～学習プログラムの実践を中心に～

長崎県子ども未来局子ども政策局子ども未来課

課長補佐 松崎 邦彦氏

（3）討議

5 配付資料

資料1 家庭教育支援の推進について（骨子案）

資料2 長崎県の家庭教育支援関係資料

資料3 今後のスケジュール（案）

家庭教育支援の推進について（骨子案）

I 家庭教育をめぐる現状と課題

1. 社会動向と課題

(1) 家庭環境の多様化や地域社会の変化

○多様化する家庭が抱える様々な課題

- ・核家族化により、親が祖父母などから子育てに関して学ぶ機会が少なく、相談・協力できる人がいないなど、親だけで子育てを担わなくてはならなくなってきている現状がある。また、ひとり親世帯の増加や、国際結婚の増加など家庭のすがたも多様化している。
- ・経済格差が進行し、子どもの貧困や教育の格差の問題が懸念される。さらに、児童虐待相談対応件数が増加しているが、親が子どもの頃虐待を受けていたり、生活のストレスが大きいなど、親自身が課題を抱えている場合がある。加えて、東日本大震災により子どもや保護者が心身の健康に問題を抱え、その影響が中長期的に続くことが予想される。
- ・また、少子化の影響により、過干渉や過保護が懸念される家庭があったり、教育について豊富な情報や選択肢がある環境の中で、親が子育てに悩み心理的に追い込まれている場合もある。

○家庭生活の変化

- ・家庭生活は高度経済成長期を経て大きく変化。多くの人々が職住分離の生活を営み、家庭は消費の場となった。また、家事の合理化により、親も子ども家庭内の共通の仕事を分担して役割を果たすことが少なくなった。
- ・都市化が進み、子どもの身近な遊び場は減る一方、テレビやゲーム、携帯電話、パソコンが普及し、子どもの集団による外遊びは減っている。
- ・地域の文化の中に家庭生活があり、親から子へ地域の文化が受け継がれていくが、都市化や社会の価値観の多様化により、親から子に受け継ぐ文化・価値観の内容が不明確になり、親が個別に追求していくテーマになってしまっている。
- ・生活のなかで自然に行われる教育的な営みが難しくなっている。

○家族のつながりの変化

- ・家庭は多様化しているが、家族を大切に思う人は増加している。また東日本大震災により、家族の絆の大切さが再認識されている。また、若い世代ほど子どもの頃の家族行事の経験は増えており、10年前に比べて家庭でお手伝いをする小中学生は増加傾向にある。
- ・しかし現実には長時間労働などにより、子どもと一緒に食事をするのが難しくなるなど、家族で一緒に過ごす時間は持ちにくくなり、家族がそれぞれ個別に行動することが多くなっている。

- ・さらに地域のつながりの希薄化により、親や子が家庭内の関係に閉じたものとなっていくことが懸念される。

○地域社会の変化の中での子育て家庭の孤立

- ・子どもの人口や子どもを持つ世帯が減少し、地域のつながりの希薄化などにより、家庭を支える地域社会が変化するなか、子育てに不安、自信が持てず、それぞれの家庭において、子育ての行き詰まり感や困難を抱えやすい状況がある。児童虐待の背景にある、子育てについての不安や孤立は、ごく一部の問題ではない。
- ・地域社会のなかでの子育て家庭の孤立を防止していくためには、子育て家庭に対する支援とともに、社会全体で子どもを育む環境づくりのため、子どもや子育てに関する社会の理解を深める取組を行っていくことも必要である。
- ・こうした多様化する家庭の抱えるそれぞれの課題の予防や解決につながる家庭教育支援を考えていく必要。

(2) 現代の子どもの抱える課題

○社会性や自立心等の育ちの課題

- ・引きこもりの子ども・若者は全国に69万人（内閣府）であり、家族や地域、社会との関わりの中で育む社会性や人間関係能力、自立心の形成などに子どもの育ちの課題が大きい。また、不登校や暴力行為等の子どもの問題行動など、子どもの育ちの課題は複雑化している。

○体験の格差や社会格差の子どもの育ちへの影響懸念

- ・若い世代ほど子どもの頃の自然体験や友だちとの遊びは減っているが、体験により、「自尊感情」や「人間関係能力」、「規範意識」などが育まれ、生きる基礎をつくる。
- ・体験はある程度意図的に作らなくてはいけない状況になりつつあり、様々な条件により、体験が「できる子ども」と「できない子ども」が出てくる格差が生じる懸念。
- ・また、経済的な格差が、家庭教育や学習機会の格差につながり、その後の就労等の格差につながるとすれば、格差の連鎖を生み出しかねない。
- ・子どもの育ちや再チャレンジをサポートできる取組を考えていく必要。

2. 家庭教育と家庭教育支援

【家庭教育とは】

- ・家庭教育は、家庭において親やこれに準ずる人が子どもに対して行う教育のこと。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担う。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われる。
- ・団らんや共同体験など愛情に支えられた生活の営みのなかで家庭教育は行われ、親が意図的に子どもに働きかける場合と、日常生活をおくることで自然に行われる場合があり、後者の作用が持つ影響が大きい。

- ・子どもは一生をその育った家庭の中だけで過ごすわけではなく、いずれ社会人となり自立していくが、家庭教育は、すべての教育の出発点として、「生きる力」の資質や能力を身につけていく基礎になる。
- ・平成18年の教育基本法の改正で、独立規定が設けられ、家庭教育の基本的な機能として、生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的発達が掲げられている。

【家庭教育の支援】

- ・教育基本法では、国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることを規定。この規定の背景には、家庭教育を難しくしている社会状況の変化がある。

【家庭教育と学校や地域社会における教育との関係】

- ・教育基本法は、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努める」ことを規定している。
- ・子どもの健全な育成のためには、発達段階に応じて獲得することが望ましい事柄（発達資産）があり、学校、家庭、地域のそれぞれに、子どもの発達資産の形成のための役割がある。例えば、子どもの発達資産の一つであるコミュニケーション能力の形成には、家庭においては、親子の会話を通じて言語力を育み、多くの人と交流する機会を与えること、学校においては、学級活動や学校行事又は部活動等を通じて他者との人間関係構築能力を育成すること、地域においては、挨拶活動や地域活動での子どもへの役割を付与することなどが期待される。
- ・家族のすがたが多様化し、家庭の機能が変化していることによって、家庭における教育が難しくなっている面は否定できない。例えばきょうだいの数が少なくなることによって、自分と似たような年代の子どもと遊ぶ機会が減ることが懸念される。この場合、家族と家族のつきあいを進めたり、協力し合うことで家族の機能を補完することができ、また、地域は、他の家族との交流機会を提供することができる。
- ・大切なことは、家庭・地域・学校それぞれが、目標を共有しながら、相互に協力し、子どもの発達にとって必要な取組を工夫し実践していくこと。

3. 家庭教育支援の実施状況

○家庭教育支援の実施状況

- ・全都道府県・市区町村を対象としたアンケート調査の概要

○これまでの施策の評価

これまでの施策について委員会では以下のような評価があった。

【学習講座・子育てひろば型支援】

- ・学習講座や子育てひろばの開設等による支援は、すべての親子に対して開かれた基本的な学びや交流の機会の提供として意義があるが、支援が届きにくい家庭をこうした場へとつなげる仕掛けがあるか、家庭の課題の予防や解決につながるような、当事者性やニ

ーズに対応した講座内容になっているかどうか等については、必ずしも十分ではない。また、講座の対象も母親に偏りがちで、子どもの自立につながる学童期から思春期向けの講座も不足しがちである。講座の企画の段階の仕組みを工夫することが必要。

【チーム型支援】

- ・家庭教育支援チーム等の組織化については、地域人材の意欲を引き出し、人材活用がうまく図られた事業である。また、住民の目線で支援するユニークな仕組みであり、地域によって多様なやり方が可能な点に特色があり、そうした柔軟さを尊重する必要がある。今後事業を継続させ、各地域に根ざした取組としていくことが必要。
- ・チームを組織する場合、地域特性や地域の資源によって様々な体制や活動内容があり得る。チームには、チーム員や親子、児童生徒、関係者が集える拠点を学校に置き、居場所や関係者の交流の場を提供している取組や、保健師やスクールソーシャルワーカー等の専門人材や主任児童委員などの地域の子どもの見守る中核的な人材が加わることによって、支援の質や信用を高め、地域とのネットワーク力を向上させている取組などがある。いくつかの代表的なモデルとともに、取り組む手順や運営手法を示していく必要がある。
- ・全国で278のチーム（平成23年8月現在）が活動しているが、だれもが身近な場所で、地域ぐるみの子育て支援を受けたり、チームの活動に参加できるようにするには、広く全国に普及させていくことが必要。

【「早寝早起き朝ごはん」国民運動】

- ・子どもの体力や気力の低下の要因の一つとして、子どもの生活習慣の乱れが指摘されたが、根拠を示しながらわかりやすい言葉で啓発を行ったことで生活習慣づくりが一定程度浸透した。しかし、若い保護者やこれから親になる世代、また知識が十分でない子ども等に対する情報提供はまだ不十分である。
- ・生活習慣づくりは、生涯に亘って重要なテーマであり、子どもから大人まで取組が促進されるような啓発が必要。中高生は、食生活等の乱れが見られる一方、保護者のかかわりが減り、生活リズムを自ら律していく必要が増す。中高生に対する啓発手法の検討などが課題。
- ・子どもの生活習慣には、家庭環境だけでなく、保護者の職場環境を通じて企業活動が影響を与える可能性があり、就寝時間の改善を含む基本的な生活習慣の定着を進めていくためには、働く親や企業等、社会全体の理解や取組を促進する必要がある。
- ・一方で、生活習慣の取組については、企業はメンタルヘルスやワークライフバランス、さらには生産性や人材の確保などのメリット評価がある。企業CSR、地域貢献活動など、企業と連携した取組の推進が課題。

【その他】

- ・発達段階で途切れない支援が必要。義務教育を受ける学童期以外の、乳幼児期や青年中期については、親子の学びの機会を社会が提供していくことが必要であり、乳幼児期から青年期まで連続性ある家庭教育支援が求められている。
- ・特に現状では、高校未就学者や中退者など、社会に出る前段階で課題を抱えており、本来支援等が必要な家庭に対する教育サイドからのアプローチが不十分であり、学校と連

携した取組の充実が必要。

4. 家庭教育支援の課題

1～3を踏まえた、家庭教育支援として今後取り組むべき課題は以下のとおりである。

(1) 課題を抱える家庭への効果的な取組

- ・孤立しがちな支援を必要とする家庭・親へ支援を届けるアウトリーチ型支援の推進が課題
- ・身近な地域で顔が見える関係を構築でき、同じ立場で柔軟に活動できる地域人材を活用することで、きめ細かく届けることが可能。
- ・NPOや専門機関のノウハウを活かすとともに、福祉や青少年育成などの関連領域と連携を図るなど、児童虐待、不登校、引きこもり等の課題の予防や解決への寄与するプログラムや仕組みの工夫

(2) 子どもの育ちを支える学校・家庭・地域の連携・協力

- ・家庭や親は、個人の状況の差が大きく、それが家庭教育の格差や、体験・学習機会の格差につながる懸念される。
- ・家庭教育支援は、学校・家庭・地域の連携・協力の体制のもと進められることが重要。
- ・「子どもの社会的役割」、「大人の規範としての役割」、「家庭の規範」、「コミュニケーション能力」など、子どもの不足しがちの経験や行動に着目した取組を考えていく必要。
- ・家庭の孤立を防止し、家庭が外に開かれ、学校や地域とつながるための、家庭と地域、保護者と学校とのつながる力の向上

(3) 社会全体の家庭教育についての理解や取組の推進

- ・母親に偏らない、子どもの育ちのサポートが期待される様々な世代の者に対する学びの機会の提供
- ・地域社会を構成する一員として、教育における役割と責任を有している企業への働きかけ

(4) 地域の取組の活性化

- ・都市と地方では、家庭生活や教育環境が異なり、課題も様々。地域課題に応じた取組が活性化することが重要。
- ・地域により取組状況にも差があり、人材養成や持続的な活用の仕組みづくりを含む、具体的な取組手順やモデルを共有することが課題

II 家庭教育支援のあり方

1 基本的な方向性と目標

- ・現代の多様化する家庭は、地域のつながりの希薄化など社会環境が変化する中、子育ての不安やそれぞれの課題を抱えたまま、孤立しやすい状況にある。
- ・家庭教育は、親やこれに準ずる人がその担い手である。家庭教育において、子どもは人格形成や社会化の基礎となる力をそこで獲得することから、適切な家庭教育を受けることは、すべての子どもにとって重要。
- ・家庭教育は親子という私的な関係を通じて行われるが、同時に社会の形成者としての子どもを教育するという社会的な側面も有している。
- ・このため、家庭教育を個々の家庭の努力のみに委ねることなく、保護者が安心して子どもとかわっていけるよう、社会として支えていくことが必要。
- ・支援は、家庭教育の担い手である保護者に対して、学びや育ちを応援する取組を行うことが基本。
- ・また家庭教育は学校や地域社会における教育と連携・協力して進められることが大切であり、家庭が外に開かれ、保護者自身がネットワークを形成していくことが重要。
- ・このため、家庭や親子が地域や学校とつながりを持ち、家庭教育が期待される役割を果たすことができるよう、全ての保護者と社会全体の子育て理解を促す学びの機会の充実や、多様な課題を抱える家庭に対する家庭教育支援の充実を図り、親子が共に学び、共に育ち、そして地域社会のなかで支え合うことができる環境づくりを目指す。

2. 基本的な考え方

①親が主体的に家庭教育を行うことの支援

- ・多様化する家庭のそれぞれの課題に対応するためには、すべての親に対して、自ら課題解決をしていくことができるよう、学びの機会が確保されることが必要である。学びを通じて、親が主体的に子育てや社会参画する意欲が高まり、親自身が育ち、支え合いや支援の循環が生まれていくことにつながる。

②子どもの育ちの視点からの対応

- ・現代の子どもの育ちから見える課題を踏まえ、人間の育ち、子どもの発達資産形成の観点から、家庭教育の支援や関係者が協力をしていくことが必要である。特に子どもを社会の一員としての自覚を持ち、自立した人間として育てるという点に留意する必要がある。また、子ども自らがそれを獲得し、積み上げていく力を育てていくため、子どもの主体的な関わりを重視すべきである。

③地域づくりとして行う家庭教育支援

- ・未来の地域づくりの担い手である子どもたちの育ちを地域で支えることが、地域の活性化につながっていく。地域住民、子育て支援団体、NPO、企業など、地域の多様な主体が参画し、祖父母世代から次世代の親となる世代まで、多様な世代がかかわる、地域づくりの視点で行う家庭教育支援が重要。地域社会の文化や価値観、未来のすがたを共有していく地域づくりの活動と連携することで、子どもの将来の人間像も共有していく。

Ⅲ 家庭教育支援の方策

1. すべての親の育ちを支援する学習機会の充実

- 保護者に自信や対処能力を持たせることのできる主体性や体験学習を重視したプログラムの開発や充実
- 児童虐待発生予防や震災などの社会的課題に対応するため、子どもとのコミュニケーションやストレスへの対処方法、心のケアについて学ぶなど、特定の課題に対応したプログラムの開発や充実
- 思春期までを含む父親向けの学びの機会の充実
- 学習プログラム等を実践するファシリテーター等の養成の推進

2. 社会全体の子育て理解を促す取組の推進

- 子育ての大切さや親としての役割、命の大切さ、自分を愛する気持ち、世代間の理解などを深めるための、中高生など将来親になる世代が乳幼児と触れ合う機会の提供
- 祖父母世代や中高校生、子どもをまだ持っていない者など、今後サポートが期待される者に対する学びの機会の提供
- 企業に対する出前講座等による働く親向けの学びの機会の提供や、家庭教育サポート企業制度等による協力の働きかけ

3. 家庭教育支援チーム等のアウトリーチ型の支援の仕組みづくり

- 地域人材を活かして、課題を抱える家庭に個別に寄り添いながら相談対応を行ったり、地域の子育て支援に関する情報をわかりやすく届けたり、また学びや交流の機会を企画し、そうした場への参画を促すなど、きめ細やかな活動を行う仕組みとしてのチーム等の組織化の推進
- 行政へのコーディネーターの配置、企業やNPOとの協働による運営、チーム員に対する継続的な研修機会の提供など、持続的な活動体制の確保
- 地域の課題や特性に応じた多様なモデルの提示と取組の手順やポイント等の情報提供

4. すべての親子につながる学校との連携

- すべての児童が通い、保護者にもつながることのできる学校を拠点とした支援活動の推進
- PTAと連携して実施する、先輩保護者との交流や親同士のつながりづくりができる場の提供
- 学校支援活動の一環としての保護者支援活動の実施
- 子どもたちの日常的な状況把握ができる教員との情報共有を図り、学校の生徒指導体制とも連携した、課題を抱える家庭への相談対応等

- 学校に配置された専門人材（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）とチーム等との連携
- 高校未就学者や中退者など、社会に出る前段階で課題を抱える親子に対し、学び直しと自立支援、親の相談対応等を、学校や教育委員会と連携して推進

5. 教育と福祉との連携

- 家庭教育支援チームに、児童委員・主任児童委員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が参画することによる、児童福祉機関や福祉関係団体とのネットワーク力の向上
- 市町村など広域段階、さらに、都道府県や国の段階のそれぞれにおける情報共有や連携

6. 子どもの育ちをサポートする支援

- 親子に様々な学習や交流の場への参画を促したり、家庭へ地域の人を招く取組など、家庭を開いたり、他の家庭や地域とのつながりをつくる機会の提供
- 「子どもにお手伝いをさせたり、家族の一員としての役割を与えたりすること」、「家庭でのルールや約束をつくり、子どもと共に親もそれを守ること」、「親自身が健康で、生きがいをもち、笑顔でいる家庭をつくること」、「子供と食事をつくったり食べたりするなど一緒に活動を工夫し、親子の会話を増やすこと」など、子どもに不足しがちな発達資産の形成に役立つ家庭での取組の推進
- 思春期の子ども向けに、身近な異年齢の他者とのふれあいを経験したり人の役に立つ喜びを実感し、自己肯定感や社会の一員としての自覚を高めていけるような、地域の大人や年少の子どもとの交流の機会を提供する取組の推進

7. 企業とも連携した子どもから大人までの生活習慣づくり

- 朝ごはんを自分で作ったり、生活習慣の自己管理が可能になってくる中高生向けの普及啓発に関する手法の検討や普及啓発の実施
- 生活習慣づくりについての企業側の認識の醸成のための情報提供や、企業にとってのメリットや具体的な取組方法の情報提供等による、企業のワークライフバランスの取組や地域貢献活動の推進

※取組事例やモデルを添付

IV 国と地方自治体の役割

- ・地域の特性により課題は様々であり、求められる具体的な家庭教育支援の内容は地域により異なる。このため、地方公共団体には、主体的に地域のニーズや課題を見出し、Ⅲに掲げた方策を参考に、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を具体的に進める役割が期待されている。
- ・また、地域の多様な主体と地域住民には、各地で行われる家庭教育支援の取組に自ら参加することが期待され、それぞれが有機的に連携して、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。
- ・国は、地域の主体的な取組を促進するような取組を行っていく必要がある。

1. 地方自治体の役割

(1) 市町村

○家庭教育支援の取組をコーディネートする中心的な役割を担う。

- ・具体的な支援活動の企画やコーディネート
- ・地域住民、NPO、学校、公民館、専門機関、企業等との連携・調整
- ・チーム等の組織化
- ・調整や合意形成を図る場としての協議会の組織化

(2) 都道府県

○地域の家庭教育支援の取組を活性化するための仕組みを整備する。

- ・協議会等の組織化による地域課題や支援手法等の検討・検証、学習プログラムの開発、広域的な関係者のネットワーク構築
- ・広域的な観点や地域間の取組の格差是正の観点からの、市町村等に対する情報提供や助言
- ・人材育成やNPO活動の促進など、自律的かつ持続的な取組のための環境の整備
- ・地域におけるモデル的な取組の推進、普及啓発

2. 国の役割

○家庭教育支援の基本的な方向性を示す。

- ・目指す方向性と基本的な方策の提示
- ・地方自治体との意見交換
- ・調査研究
- ・関係府省や関係制度との連携

○全国的な研究協議等により、家庭教育支援の取組の普及や向上を図る。

- ・取組の改善や継続的な発展や向上を促す、全国的な情報共有、成果の評価、研究協議、研修機会の提供等
- ・優れた事例の全国的普及
- ・家庭教育支援の必要性や社会全体の子育て理解を促すための全国的な普及啓発

長崎県の家庭教育支援の取り組みについて

ながさきファミリープログラム ～親学習プログラムの実践～

長崎県福祉保健部こども政策局こども未来課 松崎 邦彦

家庭教育の学習会や研修会の現状や課題

対策…

家庭教育学習会や研修会の現状…

効果的で有効な学習会の開催

○学習機会の提供について

- ・参加する親の固定化
(いつも同じ親)
- ・当番制による参加
- ・講師による一方的な講話
(講義形式)
- ・参加意欲や実践意欲が低い。

- ① **体験参加型**により、親自身が学びを深め、実践意欲へとつなげるもの
- ② できるだけ多くの親が集まる機会
- ③ **参加した親同士をつなげる**学習方法
(親同士がつながる)
- ④ 次回の受講につなげる(また、受講したいと思う学習内容)
- ⑤ **参加した親が参加しなかった親を誘う**

ながさきファミリープログラム(親学習プログラム)

目的: 子どもの発達段階に応じて、参加者(親)が、親学習プログラム(子どもとの接し方・子どもの心身の発達・基本的な生活習慣・親子のコミュニケーションなど)について、参加者同士の話し合いや「ワーク」等を進める中で、子育てに必要な知識やスキルを主体的に学習し、親としての学びを深め、家庭の教育力の向上を図る。

また、プログラムを受講した親同士がアイスブレイクやグループ学習を行うことで、親同士が交流し支え合える関係づくりやネットワークの構築に役立てる。

今までと違う家庭教育講座

★講義形式の家庭教育研修会から体験参加型・ワークショップ形式の学習会へ

★講師でなくファシリテーター

参加者(親)主体

参加者がつながるような、アイスブレイクやワークショップ

学習プログラムの流れ

- 1 アイスブレイク
- 2 ワーク
- 3 グループ学習
- 4 発表
- 5 まとめ

・50分～70分程度
途中に、ティータイム
の休憩を入れる。

例:「上手なほめ方、しかり方」

○アイスブレイク

- ・デートゲーム
- ・自己紹介、グループ編成

進行役:ファシリテーター

○親子の事例について、ワークシート作業

○参加者による役割演技

○役割演技の感想

○グループでの話し合い

- ・事例の内容について、親の気持ちや子の気持ち、気づいたことを模造紙にまとめる。

○グループ発表

○まとめ

- ・ファシリテーターからの上手なほめ方について話を聞く。
- ・参加者が今日の感想や今後のほめ方、しかり方について、どうするか、発表する。

18 プログラム

長崎県家庭教育支援プログラム(「ながさきファミリープログラム」)一覽

項目\年齢別	内容	2～5歳児		小学校入学前	小学校低学年	小学校高学年	中学校
		2～3歳児	3～5歳児				
家庭のルール 親子関係 親の願い	子どもの自己主張に対してどう対応すべきか						
	こんな子どもに育てほしい						
	我が家のルール						
子どもの心と 体の成長	乳幼児期の体と心の発達について (脳と心のメカニズム)～刺激が脳を 育てます～	○					
	小学校期をよりよく過ごすために 小学校就学について考えてみましょう						
	思春期の体と心の発達について					☆	
しつけ 基本的な生活習慣 食育	○上手なほめ方 しかり方				○☆		
	早寝・早起き・朝ご飯の生活習慣に ついて						
	○子どもの基本的な生活習慣(早寝 早起き朝ご飯・食生活と健康につい て・家庭学習の定着)						
	子どもの食生活を考えよう						
	家庭学習の習慣をつけるために						

【プログラムの主な実施場所】

- ・保育所、幼稚園：保護者会
- ・学校等：入学説明会，PTA 研修会，学級懇談会，保護者会，
- ・地域等：家庭教育学級，子育てサークル，家庭教育支援サークル
- ・健診等：就学時健診，乳幼児健診
- ・公民館等：家庭教育講座

【ファシリテーターの人材養成】

- ・平成23年度から25年度までの3ヶ年間で、7市町ずつ各市町20名～30名程度養成。
- ・ファシリテーターには、各市町から推薦を受けた保育士（保育所職員）や幼稚園教諭（幼稚園職員）・小中学校教諭（退職者も含む）・PTA・福祉関係者・各市町社会教育主事・公民館等職員・主任児童委員などが受講対象者

親の現状…

孤立しがちな
(孤立している)親

二極化した親の姿

積極的な親

- ・一人で、子育てを抱え込み、孤立している親
- ・子育てやしつけに無関心な親
- ・離婚等により一人で子育てを担っている親
- ・外国から来た親で、周りに頼れる人がいない
- ・障害のある親や障害のある子どもを持つ親
- ・地域や近所とつきあいをしない親
- ・仕事などで、忙しい親。

- ・子育てに関心のある親
- ・地域や学校、PTAなどの役員
- ・地域や学校、PTAなどの行事や懇談会、学習会等、積極的に参加している。
- ・つながりを持っている。

- ・利用したくてもできない親。
- ・利用しようとしていない親
- ・家庭教育支援について、知らない親

家庭教育支援を利用できている親

アウトリーチ(訪問)型家庭教育支援

学校だけでは解決できない家庭の問題

情報連携

学校を拠点

(校長・副校長・教頭・担任・相談員等)

主な内容

- 養育放棄(児童虐待)
- 離婚問題
- 不登校問題
- 子育ての悩み
- 地域の安全
- 子どもの発達障害等の悩み
- 孤立しがちな親
- 相談室登校の児童の対応と親への支援

情報収集・提供

アウトリーチ家庭教育支援チーム員

主任児童委員
民生委員
親と子どもの相談員等

身近な関わり・継続的な支援

家庭訪問

地域の子育て経験者や主任児童委員等による「訪問型家庭教育支援チーム」を設置し、**家庭の訪問による**、積極的かつきめ細かな家庭教育支援を実施する。



- ・仕事などで学習機会への参加ができない……。参加しない。
- ・家庭教育に無関心。
- ・孤立している。
- ・気になる家庭。
- ・問題を抱えている家庭。

地域の子育てサークル等

(在宅子育ての母親とその子のお遊び広場)

乳児全戸訪問

(あかちゃん訪問)

幼稚園・保育所訪問

中学校訪問

学童クラブ訪問

関係機関等への訪問・相談

【身近な、近所づきあいのピアサポート】

- ・見守り
- ・話し相手
- ・傾聴
- ・協働

長崎県家庭教育支援プログラム(「ながさきファミリープログラム」)一覧

項目\年齢別	内容	2～5歳児		小学校入学前	小学校低学年	小学校高学年	中学校
		2～3歳児	3～5歳児				
家庭のルール 親子関係 親の願い	子どもの自己主張に対してどう対応すべきか						
	こんな子どもに育てほしい						
	我が家のルール						
子どもの心と 体の成長	乳幼児期の体と心の発達について (脳と心のメカニズム)～刺激が脳を育てます～	○					
	小学校期をよりよく過ごすために 小学校就学について考えてみましょう						
	思春期の体と心の発達について					☆	
しつけ 基本的な生活習慣 食育 ○子どもの基本的な生活習慣(早寝早起き朝ご飯・食生活と健康について・家庭学習の定着)	○上手なほめ方 しかり方		○☆				
	早寝・早起き・朝ご飯の生活習慣について						
	子どもの食生活を考えよう						
	家庭学習の習慣をつけるために						
保育園・幼稚園・学校との関係		・保育所、幼稚園の保護者懇談会		授業参観・学級懇談会に参加	・授業参観・学級懇談会に参加 ・中学校入学説明会		授業参観・学級懇談会に参加
子どもを取り巻く環境について(子どもの安全・ゲームとテレビの影響・携帯電話等について)	子どもを取り巻く環境～子どもの安全について考えてみましょう～						
	ゲームやテレビ等に費やす時間とその影響				☆		
	子どもに本当に必要ですか？						
	携帯電話の所持と親の対応					☆	
父親のための家庭教育「お父さんのための3か条」	家族で食事を楽しもう						
	子どもといっしょに遊ぼう						
	子どもとともに社会体験を心がけよう						

※「○」印は、特に、受講してほしい項目。また、「☆」印は、父親にも受講してほしいプログラム。

家庭教育支援の推進に関する検討委員会スケジュール（案）

- 6月3日 第1回 検討委員会
審議内容：（1）家庭教育をめぐる社会全体の動向や課題の整理
- 6月24日 第2回
審議内容：（2）これまでの家庭教育支援施策の検証・評価
※ 調査研究の基本設計を含む
- 8月31日 第3回
審議内容：（2）これまでの家庭教育支援施策の検証・評価
- 10月19日 第4回
審議内容：（3）今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※施策評価の総括、論点整理
- 11月24日 第5回
審議内容：（3）今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※骨子（案）の審議
- 12月20日 第6回
審議内容：（3）今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※骨子（案）の審議
- 1月下旬 第7回
審議内容：（3）今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※調査研究（中間報告案）の確認
※まとめ（案）の審議
- 3月初旬 第8回（予備）
審議内容：（3）今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※調査研究報告（案）の確認
※まとめ（案）の審議